

移動型給水設備「水色スイッチポータブル」貸付申請書

[元号] 年 月 日

大阪市

水道局長 あて

(申込者) 住 所：  
社名・団体名等：  
代表者名：  
電話番号：  
メールアドレス：

移動型給水設備「水色スイッチポータブル」(以下「本件設備」という。)を次のとおり使用したいので、貸付を申し込みます。

申請にあたり、次ページの誓約事項に掲げる事項を誓約します。また、使用貸借の条件を遵守します。

記

1 本件設備を使用する催し等

---

2 使用場所

---

3 貸付期間( 貸出日及び返却日を含めて7日以内)

[元号] 年 月 日 から [元号] 年 月 日まで

4 貸付設備( 1回の催し等について1台を原則とします。特別な事由がある場合は理由書を添付してください。)

移動型給水設備「水色スイッチポータブル」 台(付属品を含む。)

5 添付資料

- (1) 企画書、チラシその他本件設備を使用する催し等の概要が分かる書類
- (2) 本件設備の配置図
- (3) 申込者が本件設備を使用する催し等の主催者でないときは、当該催し等において本件設備を使用することについて主催者が承認していることが明らかになる書類
- (4) 申込者の定款、規約その他の基本約款を記載した書類

## 【誓約事項】

次に掲げる事項を誓約します。

- 1 「本件設備を使用する催し等」は、次のいずれかに該当するものではありません。
  - (1) 営利を目的とするもの。
  - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの。
  - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
  - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
  - (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又はこれらに反するおそれがあるもの。
- 2 私（申込者）は、次のいずれかに該当するものではありません。
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
  - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
  - (6) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- 3 本申請書にかかる貸付けの可否の決定及び貸付承認後の使用実態の確認のために大阪市から追加資料の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 4 本件設備を借受け、使用する際は、次に掲げる事項を遵守します。
  - (1) 本件設備を善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - (2) 本件設備を他のものに譲渡し、交換し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
  - (3) 貸付期間満了の日までに本件設備を指定された場所に返納すること。
  - (4) その他大阪市水道局長が付した条件に従うこと。

## 【使用貸借の条件】

（貸付料等）

第 1 条 本件設備の貸付料は、無料とする。ただし、本件設備の設置及び返納、これらに係る運搬、維持管理、水道の使用等に要する経費については、申込者の負担とする。

（貸付承認の取消し）

第 2 条 大阪市が、次のいずれかに該当すると認めるときは、大阪市は、本件設備の貸付けの承認を取り消すとともに、使用貸借契約を解除することができる。

- (1) 申込者が偽りその他不正の手段により貸付けの承認を受けたとき。
- (2) 申込者が貸付期間中に当該貸付けに係る本件設備を使用しなくなったとき。
- (3) 申込者が誓約事項第 3 項各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (4) 水道事業において本申請に係る本件設備を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 本申請に係る本件設備の故障その他の異常により、承認した内容どおりの引渡しができないとき。
- (6) その他大阪市が必要と認めるとき。

2 前項第 4 号の規定により本件設備の貸付けの承認を取り消したときは、第 1 条ただし書の規定にかかわらず、当該本件設備の返納及び運搬に要する経費については、大阪市の負担とする。

（損害賠償）

第 3 条 申込者は、故意又は過失により、貸付けに係る本件設備を遺失し、若しくは滅失し、又は損傷し、若しくは故障その他の異常を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

（大阪市の無答責）

第 4 条 本件設備の貸付期間中に起きた事故により申込者が被った損害又は申込者が第三者に与えた損害及び第 2 条第 1 項の規定により貸付けの承認を取り消したことに伴い申込者又は第三者に生じた損害については、大阪市は一切その責めを負わない。